

之者、能弱を可相拂候之條、可成其心得者也。

(天正十三年)  
二月廿四日

(前田利家)  
在印

所々浦々百姓中

二月廿八日。假掲

【村井家記】

一八八四

今度蓮之間表、其方望申ニ付而、敵地へ押入候之儀無心元存候得共、此度を我等運命次第と存知、無是非申付候處ニ、無異儀彼地を令放火敵勢ニ而慕付候へ共、其方自身鎗を突、不初今手柄之段不可勝計候。雖爲少分爲加増、加州石川・河北・能州の内を以四千表令扶助訖。全可知行所如件。

(前田)  
天正十三

二月廿八日

家 在判

村井又兵衛殿

〔越中蓮沼の戦は二月廿五日に在り。但し文辭頗る舞弄せられたるの傾向を見るのみならず、奥村家福が末森守城の功を以てして尙加祿千俵に過ぎざる

に、長頼の一襲撃により四千俵を得たりとするもの疑ふべし。)

二月廿九日。假掲

【村井家記】

一八八五

今度蓮之間表焼はらひ可申旨、貴所望付而、利家被仰候者、其方別而秘藏之者之義と云、殊ニきぶね之城きと云、其上夜中之儀ニ候へば、引取儀を無心元思召候へ共、目賀田又右衛門・丹羽源十郎鳥越を聞おちに明退候を無念ニ被思召、此度越中へ中入して放火仕候儀尤と被仰付候處、彼地を不殘焼はらひ、敵あまたしたひ付候處、其方自身鎗を突、味方あしをもみださず、遠路之所しづくと被引取候之段、誠手柄共今に不初儀不可勝計候。利家御満足大方ならず候。次ニ其方寄騎吉川平太・江見藤十郎など、そばにて手柄仕候之由、其方口次第ニ御はうみ可有之由、利家御意候。尙面を以可申候。謹言。

(天正十三年)  
二月二十九日

(前田)  
孫四郎

利 勝 在判

村井又兵衛殿

〔前項二月廿八日の條と同じく文辭に疑あり。〕

二月。前田利家、越中宇波村助右衛門に、その

軍の進撃に際して盡力せしむ。

【荻野文書】 越中

一八八六

當手軍勢甲乙人、亂妨狼藉放火不可有之。至越中亂入之刻者、罷出可令馳走、在所不可有違儀者也。

(前田)  
天正十三

二月 日

家 在印

うなみ村 助右衛門

【荻野文書】 越中

一八八七

當手軍勢甲乙人、亂妨狼藉放火不可有之。至越中亂入之刻者罷出令馳走、在所者任利家判形之旨不可有相違者也。

(前田)  
天正拾參

卯月廿一日

安 勝 在判

うなみ村

百姓中

〔第二通は之を合叙す。〕

三月二日。假掲

【金澤藩源流記】

一八八八

今度蓮之間、其方望ニ付而、利家被致許容處ニ、早速彼表を燒働、其上敵大勢ニ而慕ひ候へ共、自身無比類鎗をつき、誠ニ感事に候。猶期面之時候。恐々謹言。

(天正十三年)  
三月二日

(羽柴)  
秀 吉 在判

村井又兵衛殿

〔本年二月廿八日の條と同じく文辭に疑あり。〕

四月三日。鳳至郡總持寺に喚鐘を寄進す。

【總持寺喚鐘銘】 鳳至郡

一八八九

通幻派

爲智岳慶才記室

入牌寄進旃

天正十三乙卯月三日